



福岡県田川地区消防組合告示第6号

条件付一般競争入札の実施について

令和7年6月24日

福岡県田川地区消防組合

管理者 永原 譲



福岡県田川地区消防組合が発注する設計業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福岡県田川地区消防組合契約規則（昭和62年組合規則第1号。以下「規則」という。）第8条の規定により公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 田川地区消防署大任庁舎建設工事設計業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙、田川地区消防署大任庁舎建設工事設計業務委託仕様書のとおり
- (3) 対 象 地 域 田川郡大任町大字今任原川宮3950番地5、3956番1、3957番4、3958番3、3959番2
- (4) 地 目 雑種地
- (5) 敷 地 面 積 約4,954㎡
- (6) 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和7年12月25日まで
ただし、概算工事費については、令和7年9月25日まで
- (7) 予 定 価 格 22,099,600円（消費税及び地方消費税を含む）

2 入札方式

条件付一般競争入札

3 入札に参加する者の必要な資格

- (1) 田川市郡内に本店又は支店・営業所を有し、消防組合又は当該市町村に入札参加申請書を提出していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該

当しない者であること。

(3) 福岡県田川地区消防組合及び当該構成市町村から指名停止を現に受けていないこと。

(4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

ただし、規則第 32 条のとおり免除規定がある。

5 入札手続全体の流れ

(1) 入札参加の申込み

- ア 受付期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月8日（火）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）ただし、令和7年7月8日（火）は午前9時から12時まで
- イ 提出書類 ・入札参加申込書
- ウ 提出場所 上記、交付場所と同じ入札担当課
- エ 提出方法 持参。その他の方法は不可。
提出する際は、前もって日時を入札担当課へ連絡すること。

(2) 入札に対する質疑、回答

- ア 受付期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月7日（月）12時まで
- イ 質疑方法 質疑書の様式を使用し、入札担当課へ電子メールで送信すること。電話又は口頭による質問は受け付けしない。
- ウ 回答方法 原則として質疑受付期限の翌日から起算して3日以内に、入札参加申込者全員に電子メールで回答する。

(3) 入札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和7年7月9日（水）10時00分
- イ 入札場所 田川市大字川宮 1570 番地 田川地区消防本部 庁舎2階 講堂
- ウ 入札方法 持参による提出
- エ 提出書類 入札書
- オ 入札参加者 代表者が入札に参加する場合は名刺を2枚提出、代理人が入札に参加する場合には、委任状を提出しなければならない。
- カ 決定方法 規則第14条及び第15条の規定に基づき決定された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、再入札を含め2回とする。
- (2) 入札書に記載する額は、消費税を含まない額とする。
- (3) 入札書と積算内訳書を同封し提出する。
- (4) 入札参加者が1者の場合でも入札を有効とする。
- (5) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は、天災その他

やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 金額の記載がない入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札した場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

8 支払条件

- (1) 前払金 無
- (2) 部分払 無

9 その他

- (1) 現地説明会は実施しない。
- (2) 現地の確認を希望する場合は、前もって日時を入札担当課へ連絡すること。
- (3) 本入札の取扱いについては、この告示に定めるもののほか、規則、その他関係法令に定めるところによるものとする。

10 問い合わせ先（入札担当課）

田川市大字川宮 1570 番地 田川地区消防本部 庁舎 2 階

福岡県田川地区消防組合 田川地区消防本部 管理課 財政係

メールアドレス zaisei2@tagawa-fd-fukuoka.jp

代表電話 0947-44-0650（内線142）

直通電話 0947-44-6224